

# 金融商品取引法の改正等に伴う取引参加者による顧客への情報提供方法等の見直しに係る「信用取引・貸借取引規程」等の一部改正について

2025年3月25日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、信用取引・貸借取引規程等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）において、金融商品取引業者から顧客への情報提供の際、書面の交付を原則としていた一部書面について、金融商品取引業者が、書面の交付又は電磁的方法による提供を任意に選択できるようになることに伴い、取引参加者から顧客へ交付する書面及び顧客が取引参加者に差し入れる書面について同様の見直しを行うなど所要の対応を行うものです。

## II. 改正概要

(備考)

### 1. 情報提供方法等の見直し

#### (1) 取引参加者から顧客へ交付する書面

・取引参加者から顧客への書面の交付を原則としていた次に掲げる書面について、書面の交付又は書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供のいずれかを取引参加者が任意に選択できるようにします。ただし、顧客から請求があった場合には、取引参加者は書面の交付をしなければならないものとします。

・信用取引・貸借取引規程第6条  
・受託契約準則第3条の2第1項、第3項、第5項及び第7項

- 信用取引に関する通知書
- 外国証券取引口座に関する約款

・書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合には、顧客から事前に承諾を得ること又は顧客に次に掲げる事項を告知することを必要とします。

- 電磁的方法の種類及び内容
- 取引参加者に対し、顧客が書面交付による情報の提供を請求できる旨

#### (2) 顧客が取引参加者に差し入れる書面

・顧客から取引参加者へ書面の差入れを原則としていた次に掲げる書面について、書面の差入れ又は書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供のいずれかを取引参加者が任意に選択できるようにします。ただし、顧客から請求があった場合には、取引参加者は書面の差入れを受け入れなければならないものとし

・受託契約準則第3条の2第1項、第4項、第6項及び第8項、第4条、第5条第2項及び第3項

ます。

- 外国証券取引口座に関する約款に基づく口座設定の申込書
- 発行日取引の委託についての約諾書
- 信用取引口座設定約諾書

- ・発行日取引の委託についての約諾書第13条
- ・信用取引口座設定約諾書第18条、第19条、第25条

・書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を受け入れる場合には、顧客から事前に承諾を得ること又は顧客に次に掲げる事項を告知することを必要とします。

- 電磁的方法の種類及び内容
- 取引参加者に対し、書面の差入れを受け入れることを顧客が請求できる旨

## 2. その他

- ・その他、所要の改正を行うものとします。

## III. 施行日

- ・2025年4月1日から施行します。

以上